

新たな推計方法による改善について

10 年度試行的事業において指摘された一次判定に関する問題点	対策	問題点の背景とそれが改善される理由
<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査結果を変更しても判定結果に影響が見られない場合がある。 ・ 73 項目の心身の状況に関する調査項目のうちの 1 項目に関する調査結果を変更すると、判定結果が大きく変動する場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中間評価項目の導入 ・ 直接生活介助について、行われる介護の内容から、整容、排泄、食事摂取、入浴、移動の 5 分野に分類した上で、時間を推計 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要介護認定基準等時間の推計において用いられる樹形図において、分岐点に現れない心身の状況に関する調査項目（73 項目）の結果は、時間推計上勘案されないこととなる。中間評価項目を導入することによって、73 項目の調査項目は 7 項目の中間評価項目のいずれかに属することとなるので、樹形図の分岐点に中間評価項目が現れる場合には、その中間評価項目に属する全ての調査結果が勘案されて時間推計が行われることとなるため、指摘された問題点の緩和に寄与することとなる。 ・ 樹形図において、心身の状況に関する調査項目のうちの比較的少数の調査結果によって時間が決定してしまう場合があり得る。その場合、例えば、1 項目の調査結果の変更によって推計時間が大きく異なれば、結果的に判定結果も大きく変動することとなる。介護に要する時間のうち、直接生活介助の占める割合は他の分野の時間に比較して大きいため、直接生活介助に要する時間をいくつかに分けて細分化したうえで時間推計を行うことによって、1 項目の調査結果の変更によって推計時間に大きな差異が生じることがなくなるため、指摘された問題点の緩和に寄与することとなる。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 要支援と判定される者よりも介護の必要性がより高いと認められる者が自立となる場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要支援認定基準に 5 分野の介護に要する時間の和による基準を併用 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 10 年度試行的事業では、間接生活介助と機能訓練関連行為の時間の和で要支援認定基準が設定されていたが、この基準によって要支援となる者よりも 5 分野合計の時間が長くても、2 分野合計の時間が基準に達していなければ要支援と判定されなかった。 ・ 5 分野合計の時間による基準を併用することによって指摘された問題は解決することとなる。